

「第6回新型コロナウイルス感染症対策本部」

日時：令和2年3月9日（月）午前8時30分～

場所：庁議室

議 事 次 第

1 新型コロナウイルス感染症に対する今後の対応について

2 その他

令和2年3月9日

新型コロナウイルス感染症への各部の対応

○ 各部における主な対応

(企画政策部)

- ・ 広報課各種相談事業等の中止
- ・ 区民と区長のダイアログカフェの中止
- ・ 区民チャンネルで感染症予防等について周知
- ・ HP 及び SNS による感染拡大防止についての情報発信
- ・ 区報への関連記事の掲載

(総務部)

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害についての相談機関の紹介
- ・ オフピーク通勤を目的とした時差勤務制度の積極的活用の推進
- ・ 各所属における柔軟な勤務体制確保の呼びかけ
- ・ 各所属へのマスク配布
- ・ 確定申告の郵送による提出の勧奨
- ・ 都総務局及び東京消防庁からの情報を関連部局と共有
- ・ 「文の京」安心・防災メールによる区民への感染症予防の周知

(区民部)

- ・ ふれあいサロン事業及び交流館事業の中止
- ・ 区内中小企業向け緊急融資「新型コロナウイルス対策緊急資金」の新設及び特別相談窓口の開設
- ・ 繁忙期中における来庁者待機場所の拡充
- ・ 来庁せずにできる手続きの情報発信

(アカデミー推進部)

- ・ シビックホール等の使用料還付
- ・ 社会教育施設等への感染症対策の注意喚起
- ・ 各種主催事業の中止
- ・ 住宅宿泊事業者に対する新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- ・ ふるさと歴史館、森鷗外記念館、石川啄木顕彰室及び旧伊勢屋質店の臨時休館
- ・ 区立屋内スポーツ施設個人利用及びスポーツ交流ひろばの中止

- ・ 公益財団法人文京アカデミーの主催事業の中止
- ・ 指定管理者の自主事業の一部中止

(福祉部)

- ・ 福祉施設との新型コロナウイルス感染症対応に関する情報共有
- ・ 福祉施設利用取り消しの利用料還付
- ・ 小中学校等休校に伴う、事業運営時間延長

(子ども家庭部)

- ・ カウンター席数を減少し、記載台を追加する等による申請者間の間隔調整
- ・ 郵送申請の推奨
- ・ 子育てひろば・ぴよぴよひろば事業等の中止
- ・ 感染症対策を行いながらの事業等の実施（区立保育園・幼稚園、私立保育園、区立認定こども園、病児病後児保育、キッズルーム、こどもショートステイ事業、乳幼児ショートステイ事業）
- ・ 子ども宅食の臨時便配送
- ・ 私立幼稚園への休園・自由登園等の状況確認

(保健衛生部・文京保健所)

- ・ 一般電話相談及び24時間体制の帰国者・接触者電話相談（一部東京都等と合同設置）
- ・ 旅行業及び医療機関等に対し、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供
- ・ 各種事業の中止
- ・ 都区八王子市・町田市合同帰国者・接触者相談センターへの保健師の派遣

(都市計画部)

- ・ 審議会、委員会、事務局会議等の中止
- ・ まちづくり会合の延期
- ・ 一部相談事業の中止
- ・ 一部相談事業の受付方法変更（常時受付から予約制へ）

(土木部)

- ・ 国交省通知の施工業者への周知及び工期又は契約期間の延長・一時中止の意向確認
- ・ 公園（指定管理）におけるイベント・サービス等の中止
- ・ 有料公園施設の使用料及び利用料還付
- ・ 各種事業等の中止

(資源環境部)

- ・ 各種事業等の中止

(施設管理部)

- ・ エレベーター・トイレ等に感染予防対策の励行について掲示
- ・ シビックセンター館内の除菌作業の強化
- ・ イベント用手指消毒液の貸出
- ・ 契約中の工事施工者への、現場での手洗い等、感染予防対策の実施依頼及び感染者が出た場合の連絡体制の確認
- ・ 感染予防対策励行の庁内放送
- ・ 職員の時差出勤対応に伴うエレベーターの運行開始時刻の変更
- ・ 施工業者への工期又は契約期間の延長・一時中止の意向確認

(教育委員会・教育推進部)

- ・ 区立小・中学校の休校措置の実施
- ・ 児童館の閉館措置の実施
- ・ 区立図書館の閲覧・書架エリアの利用中止
- ・ 保護者の就労等により、どうしても自宅等で過ごすことが困難な児童・生徒への対応の実施
- ・ 上記対応に関する区 HP、フェアキャストによる周知

(選挙管理委員会事務局)

- ・ 選挙出前授業・模擬選挙等各種啓発事業の中止

○ 庁舎内共通

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策本部の設置
- ・ 来庁者の感染防止対策（消毒、咳エチケット、手続きの郵送対応等勧奨、職員のマスク積極的着用等）

新型コロナウイルス感染症対策本部（第17回）

日時：令和2年3月5日（木）

18時30分～18時50分

場所：官邸4階大会議室

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

（1）新型コロナウイルス感染症への対応について

3. 閉 会

（配布資料）

資料1 厚生労働省提出資料

資料2 国家安全保障局提出資料

資料3 文部科学省提出資料

資料1

新型コロナウイルスに関連した 感染症の現状と対策

令和2年3月5日(木)
厚生労働省

新型コロナウイルスに関連した感染症の発生状況等について

※令和2年3月4日12時時点

	中国	香港	マカオ	日本 ^{※1}	韓国	台湾	シンガポール	ネパール	タイ	ベトナム	マレーシア	オーストラリア	米国	カナダ
患者数	80270	100	10	317	5328	42	110	1	43	16	36	33	108	30
死亡者数	2981	2	0	6	32	1	0	0	1	0	0	1	6	0

	フランス	ドイツ	カンボジア	スリランカ	UAE	フィンランド	フィリピン	インド	イタリア	英国	ロシア	スウェーデン	スペイン	ベルギー
患者数	212	196	1	1	21	6	3	6	2502	51	3	24	151	13
死亡者数	4	0	0	0	0	0	1	0	79	0	0	0	1	0

	エジプト	イラン	イスラエル	レバノン	クウェート	バーレーン	オマーン	アフガニスタン	イラク	アルジェリア	オーストリア	スイス	クロアチア	ブラジル
患者数	2	2336	12	13	56	49	12	1	32	5	24	37	9	2
死亡者数	0	77	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	ジョージア	パキスタン	北マケドニア	ギリシャ	ノルウェー	ルーマニア	デンマーク	エストニア	オランダ	サンマリノ	リトアニア	ナイジェリア	アイスランド	アゼルバイジャン
患者数	3	5	1	7	33	3	5	1	23	10	1	1	14	3
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0

	ベラルーシ	ニュージーランド	メキシコ	カタール	ルクセンブルク	モナコ	エクアドル	アイルランド	チェコ	アルメニア	ドミニカ共和国	インドネシア	アンドラ	ポルトガル
患者数	1	1	5	7	1	1	7	1	5	1	1	2	1	2
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	ラトビア	セネガル	サウジアラビア	ヨルダン	アルゼンチン	チリ	ウクライナ	モロッコ	チュニジア	その他 ^{※2}	合計
患者数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	706	93085
死亡者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3199

※1 うち30例は無症状病原体保有者（症状はないが、検査が陽性となった者）

※2 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。当該死亡者は蕪州の死亡者欄に計上。

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】 ※ 括弧内は前日からの変化

※令和2年3月4日18時時点

	PCR検査陽性者	うち無症状者	うち有症状者				うち有症状者	うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち入院治療を要する者				うち死亡者	症状有無確認中
			うち退院した者	うち入院治療を要する者	うち入院治療を要する者					うち軽～中等症の者	うち人工呼吸器又は集中治療室に入院している者※2	うち確認中	うち入院待機中の者		
					うち入院中の者	うち入院待機中の者									
国内事例 (チャーター便帰国者を除く)	302※1 (+33)	26 (+3)	6	20 (+3)	13 (+2)	7 (+1)	276 (+30)	32 (+1)	238 (+29)	102 (+2)	27 (+3)	102 (+24)	7	6	0
チャーター便帰国者事例 (水際対策で確認)	15	4	4	0	0	0	11	7	4	4	0	0	0	0	0
合計	317 (+33)	30 (+3)	10	20 (+3)	13 (+2)	7 (+1)	287 (+30)	39 (+1)	242 (+29)	106 (+2)	27 (+3)	102 (+24)	7	6	0

※1 うち日本国籍の者267人

※2 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は1名

【上陸前事例】 ※ 括弧内は前日からの変化

※令和2年3月4日18時時点

	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状 病原体保有者数	退院している者	人工呼吸器又は集中治療室に入院している者※6	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人)※4 ※3月1日下船完了	延べ706 【延べ392】	199 (+18)※5	35	6※7

※4 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人

※5 退所している者199名のうち有症状78名、無症状は121名。

※6 9名が重症から軽～中等症へ改善(うち2名は退院) ※7 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。

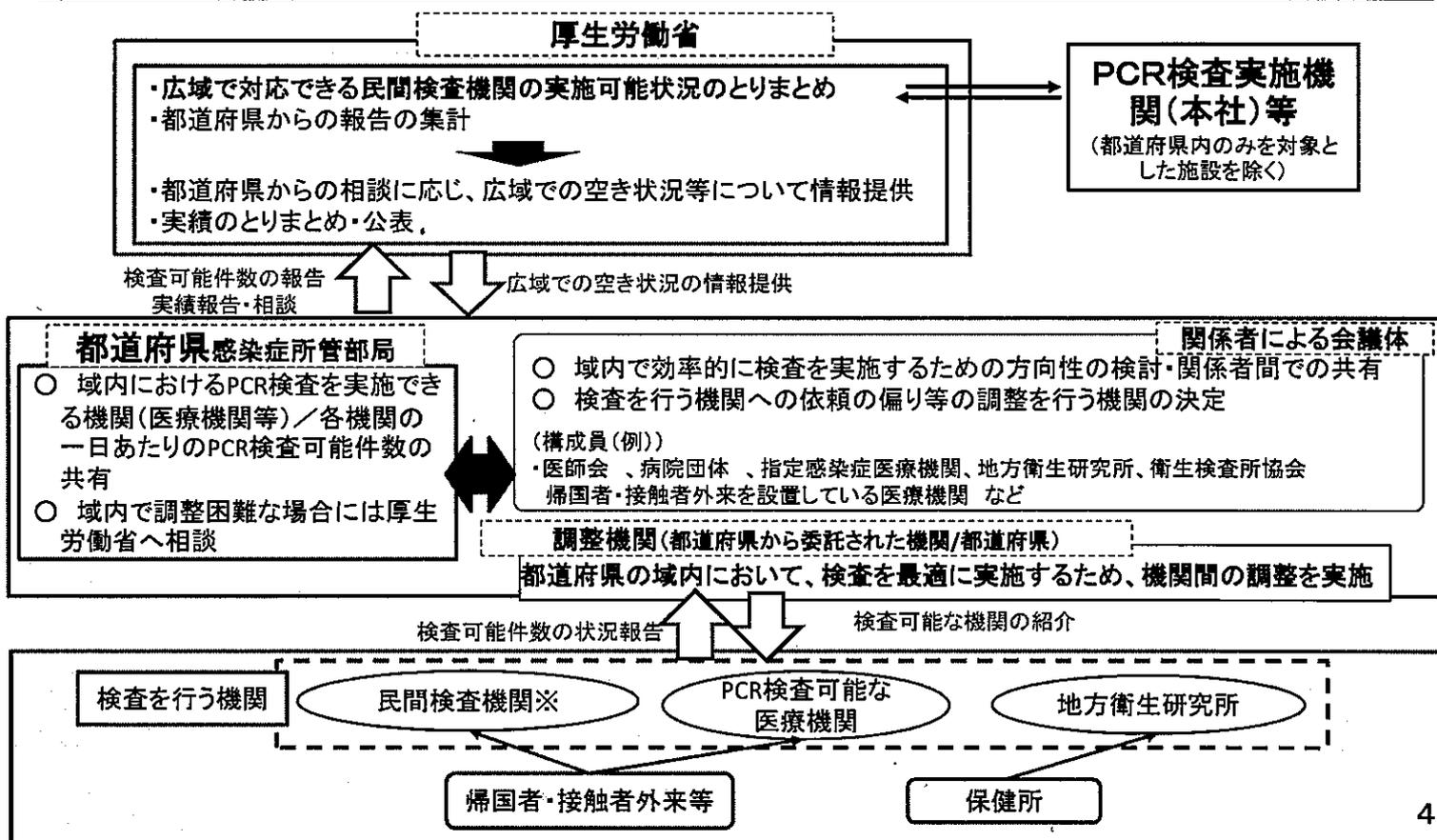
3/4(水)
17時時点

新型コロナウイルス感染症に係る国内の体制整備について

	帰国者・接触者相談センター	帰国者・接触者外来	(参考) 一般電話相談窓口
設置目安	各保健所への設置を目安 ※保健所件数：472件 (H31.4.1)	二次医療圏に1カ所以上 ※二次医療圏数：335 (H30.4.1)	なし ※一般電話相談窓口は医療機関の紹介を行わないため、地域ごとに設置する必要がなく、各自治体が必要な回線数を設置できていればよい。
設置件数	47都道府県、527施設 で設置 ※2/12に全都道府県での設置を確認、前日比±0施設	47都道府県、864施設 で設置 ※2/13に全都道府県での設置を確認、前日比+4施設 ※2/21に全二次医療圏での設置を確認	47都道府県で設置済
対応件数	相談件数は全国で 97,170件 (2/3~3/3) ※前日比11,306件増加	帰国者・接触者外来の受診者数は全国で 3,142件 (2/1~3/3) ※前日比400件増加	東京都：8,712件 (1/29~2/27) (2/26:428件、2/27:414件) 大阪府：5,174件 (1/29~2/27) (2/26:263件、2/27:215件) 宮城県：2,272件 (2/4~2/27) (2/26:213件、2/27:242件) 岡山県：1,067件 (2/4~2/27) (2/26:126件、2/27:164件) ※報告対象ではないため、専用ダイヤルを設置したいいくつかの都道府県へ聞き取り調査を実施。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 保健所のほか、県庁や市役所の感染症対策担当課に設置している都道府県もある。 全都道府県が24時間土日でも対応可能である(各ホームページ上でも公表)。 2/27に相談件数の増加が著しい27都道府県に電話回線の状況を聴取したが、特段輻輳は生じていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 864施設のうち感染症指定医療機関は396施設。 	<ul style="list-style-type: none"> 専用回線を設置している都道府県は神奈川県含め22都府県。 都道府県とは別に一般電話相談窓口を設置している市区町村もある。

地域において必要な患者にPCR検査を実施する仕組み

保険収載されたPCR検査も含め、行政検査の委託として行われることを踏まえ、都道府県等において、民間医療機関も含めた円滑なPCR検査の実施体制を整備する必要がある。



新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の拡大

雇用調整助成金

経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度（大企業：1/2 中小企業：2/3）

- 雇用調整助成金の対象事業主が行う、感染症拡大防止に資する、一部従業員の休業や一斉休業、濃厚接触者に命令した休業等も対象となることを明確化。
- 更に、自治体が緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を引上げ。

第1弾（2月14日～）	拡充後	
	一般的な場合	緊急事態宣言を発出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）
日中間の人の往来の急減により影響を受け、中国関係の売上高等が全売上高等の一定割合以上である事業主 ⇒中国人観光客向け観光関連産業 等	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ⇒全業種 (2月28日に先行拡充済)	上記の地域に所在する事業主
生産指標要件緩和 (3か月10%以上低下 ⇒1か月10%以上低下)	同左	生産指標要件 →満たすものとして扱う
被保険者が対象	同左	非正規を含めた雇用者
助成率 2/3（中小）、1/2（大企業）	同左	4/5(中小)、2/3(大企業)
計画届の事後提出を認める (1月24日～3月31日まで)	計画届の事後提出を認める (1月24日～5月31日まで)	
1年のクーリング期間が必要	クーリング期間の撤廃	
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件の撤廃	

水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置

1. 入国拒否対象地域の不断の見直し（法務省）
韓国及びイランに対して包括的な入国禁止措置の適用を可能とし、韓国及びイランのそれぞれの一部地域（注）を追加指定。
（注）韓国：慶尚北道慶山市、安東市、永川市、漆谷郡、義城郡、崙州郡、軍威郡
イラン：コム州、テヘラン州、ギーラーン州
2. 検疫の強化（厚生労働省）
中国（香港及びマカオを含む。以下同様。）及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。
3. 航空機の到着空港の限定等（国土交通省）
（1）航空機：中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請。
（2）船舶：中国又は韓国からの旅客運送を停止するよう要請。
4. 査証の制限等（外務省）
（1）中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力を停止。
（2）香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止。
5. 水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力の強化

上記1.の措置は、3月7日午前0時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記2.～4.の措置は、3月9日午前0時から3月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

以上

**新型コロナウイルス感染症対策のための
小・中・高等学校等における臨時休業の状況について
(令和2年3月4日(水)8時時点・暫定集計)**

【公立学校】

○臨時休業の実施状況（休業している自治体）

<都道府県立学校>

高等学校	[自治体数]	46/	47 (97.9%)	(※島根県は現時点では未実施)
	[学校数]	3,314/	3,349 (99.0%)	
特別支援学校	[自治体数]	45/	47 (95.7%)	(※埼玉県・島根県は現時点では未実施)
	[学校数]	869/	917 (94.8%)	

<市町村立小・中学校>

小学校	[市町村]	1,712/	1,736 (98.6%)
	[学校数]	18,923/	19,161 (98.8%)
中学校	[市町村]	1,709/	1,731 (98.7%)
	[学校数]	9,124/	9,219 (99.0%)

○臨時休業の開始時期

	3月2日		3月3日		3月4日	
	自治体	学校	自治体	学校	自治体	学校
小学校	873 (51%)	10,135 (53%)	398 (23%)	4,786 (25%)	201 (12%)	1,885 (10%)
中学校	869 (51%)	4,878 (54%)	401 (23%)	2,247 (25%)	200 (12%)	933 (10%)
高等学校	35 (77%)	2,581 (78%)	7 (15%)	427 (13%)	2 (4%)	141 (4%)

	3月1日以前		3月5日以降	
	自治体	学校	自治体	学校
小学校	183 (11%)	1,434 (8%)	57 (3%)	683 (4%)
中学校	183 (11%)	761 (8%)	56 (3%)	305 (3%)
高等学校	1 (2%)	43 (1%)	1 (2%)	122 (4%)

※ 割合は、臨時休業を実施している自治体数・学校数全体に対する割合

○臨時休業の期間

区分	2週間以上	3週間未満	3週間以上	4週間未満
	自治体	学校	自治体	学校
小学校	406 (24%)	4,329 (23%)	824 (48%)	9,465 (50%)
中学校	404 (24%)	2,141 (23%)	823 (48%)	4,573 (50%)
高等学校	11 (24%)	670 (20%)	16 (35%)	1,055 (32%)

区分	2週間未満		その他	
	自治体	学校	自治体	学校
小学校	330 (19%)	3,557 (19%)	152 (9%)	1,572 (8%)
中学校	332 (19%)	1,686 (19%)	150 (9%)	724 (8%)
高等学校	7 (15%)	555 (17%)	12 (26%)	1,034 (31%)

※ 割合は、臨時休業を実施している自治体数・学校数全体に対する割合。

※ 「その他」は、「春期休業の開始日までの間」など具体的な終期が明示されていないもの。

【国立学校】

	全学校数	臨時休業を決定した学校数・割合	
小学校	69	69	100%
中学校	70	70	100%
高等学校	15	15	100%

【私立学校】※1

	全学校数	臨時休業を決定した学校数・割合(※2)	
小学校	178	160	90%
中学校	563	516	92%
高等学校	1162	1078	93%

※1 都道府県知事所轄の私立学校について、東京都の私立学校については調査中のため本集計に含んでいない。学校設置会社立の私立学校については、9自治体が未回答であり本集計に含んでいない。

※2 臨時休業を決定した学校数は現時点において所轄庁である都道府県等が把握している数であり、現在確認中のものは含まない(全学校数には含む)。

(参考)

○臨時休業の実施見送りの方針を示している自治体の状況(都道府県を通じて報告のあったもの)

<都道府県立学校> 2県・83校(高等学校35校、特別支援学校48校)

【設置している全ての学校について見送り】

- ・埼玉県(特別支援学校36校)
- ・島根県(高等学校35校、特別支援学校12校)

<市町村立小・中学校> 20市町村・316校(小学校227校・中学校89校)

【設置している全ての学校について見送り】

- ・栃木県(1) 大田原市(30校[小学校21校、中学校9校])
- ・京都府(1) 伊根町(3校[小学校2校、中学校1校])
- ・兵庫県(1) 小野市(12校[小学校8校、中学校4校])
- ・島根県(8) 松江市(50校[小学校34校、中学校16校])
- 出雲市(50校[小学校35校、中学校15校])
- 安来市(22校[小学校17校、中学校5校])
- 大田市(22校[小学校16校、中学校6校])
- 美郷町(4校[小学校2校、中学校2校])
- 海士町(3校[小学校2校、中学校1校])
- 西ノ島町(2校[小学校1校、中学校1校])
- 知夫村(2校[小学校1校、中学校1校])
- ・岡山県(1) 美作市(14校[小学校9校、中学校5校])
- ・沖縄県(6) 石垣市(29校[小学校20校、中学校9校])
- 竹富町(19校[小学校11校、中学校8校])
- 与那国町(5校[小学校3校、中学校2校])
- 渡嘉敷村(3校[小学校2校、中学校1校])
- 渡名喜村(2校[小学校1校、中学校1校])
- 伊平屋村(4校[小学校2校、中学校2校])

【設置している小学校について見送り】

- ・群馬県(1) 太田市(26校[小学校のみ])
- ・岡山県(1) 井原市(14校[小学校のみ])

※県名に付している()書きは、該当する市町村数を示す。
 ※上記のほか、「検討中」と回答した自治体もある。

各部（局・室・所）長 殿

総務部長
（公印省略）

新型コロナウイルス発生に伴うサービスの取扱い等について（通知）

新型コロナウイルス感染に伴う職員のサービスの取扱い等については、令和 2 年 2 月 21 日付 2019 文総職第 2275 号により通知したところであるが、今般、総務省から、令和 2 年 3 月 1 日付総行公第 34 号「新型コロナウイルス感染拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて」が通知され、あわせて、令和 2 年 3 月 2 日の特別区人事委員会において、「任命権者が職員の給与の減額を免除することができる場合の基準」が改正され、同日公布、施行されたことから、新型コロナウイルス発生に伴う職員のサービスの取扱い等について、改めて通知する。

記

1. 特別区人事委員会から新たに、事故欠勤での処理及び給与減額免除基準の適用が可能との見解が示された内容

- (1) 職員にり患の疑い(※)があり、任命権者が当該職員を職務に就けることが適当ではないと判断した場合

(※)職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合

- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に伴い、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業等の事情により、子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

⇒ (1)又は(2)に該当し、勤務しないこととなる場合は、事故欠勤（給与減額免除）を届け出ること。

なお、(1)については、原則として、新型コロナウイルス感染症に係るサービスの取扱い一覧表における【I-②】及び【I-③】の状況に相当する場合とする。

また、(2)の「やむを得ないと認められる場合」とは、子の学齢及び健康状況、休校期間における学童保育等の入室状況、職員本人以外に子の世話をを行うことができる者（原則として、同居の配偶者、祖父母等の日常的に子の世話をしている者が在宅している場合は、子の世話をを行うことができる者に該当するものと考えられます。）の有無等について、個々の状況により判断するものとする。休校期間における学童保育等の入室状況等を鑑み、時間単位での取得も可とする。

2 服務の取扱い（変更後）について

別紙一覧表のとおり（下線部が前回から変更となった部分）

3 手続（服務の取扱い一覧表【I-②】及び【I-③】の場合）

庶務事務システムにおいて、事故欠勤の申請を行うこと（代理申請も可）。

※ 【カード忘れ・事故等】⇒休暇種別：【感染予防等（全日）】又は【感染予防等（時間・分）】⇒欠勤種別：【事故】を選択し、期間を入力の上、申請すること。

その際、「事由欄」に、(1)職員にり患の疑いがあり、職員が職務に就くことが適当ではない状況、又は(2)子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる状況について、具体的に記入すること。

4 その他

(1) 本件通知による事故欠勤（給与減額免除）の取扱いについては、令和2年3月2日から適用するものとする。

よって、給与減額免除に該当する場合において、既に令和2年3月2日以降で承認済みの年次有給休暇がある場合は、遡って事故欠勤扱いとすることも可とする。その場合、庶務事務システムにおいて、承認済みの年次有給休暇を取り消し、事故欠勤の申請をすること。

ただし、本通知以降については、勤務日当日に体調不良等の状況が生じた場合を除き、事前に事故欠勤の処理を確実にを行うこと。

(2) 緊急事態であっても、服務規律の確保については万全を期し、適正な休暇等の申請及び承認を行うこと。

本通知による事故欠勤（給与減額免除）の取扱いは、あくまで国内での新型コロナウイルス感染拡大のための対応として、1(1)又は(2)に該当する場合に給与減額免除を認めるものであり、個人都合等による休暇の取得については原則どおり年次有給休暇等の休暇となるので、十分留意されたい。

(3) 今後、国等から、服務の取扱いについて新たな見解が示された場合は、改めて通知する。

5 非常勤職員の服務について

非常勤職員についても、上記1及び2に準じた取扱いとする。

報酬減額免除の申請については、別添の報酬減額免除申請書を使用すること。

【問合せ先】

職員課人事係 内線：2231・2248

同 非常勤職員任用担当（5のみ）

内線：2238・2239

対象	状況	職員の対応	服務上の取扱い	給与上の取扱い	手続きについて	備考
職員本人	発症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第18条の規定による就業制限を含む。）【Ⅰ-①】	保健所、医療機関等の指示に従い、治療の確認がとれるまでは出勤することはできない。	病気休暇又は年次有給休暇（以下「年休」という。）	有給（病気休暇は90日を限度）	庶務事務システムにより速やかに申請すること。	医療機関の混雑等により、医師の診断書の提出が遅れる場合は、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第27条第2項ただし書の規定により、事後の承認を認める。
	感染の疑い・濃厚接触 上記以外の場合（外出自粛要請は出していないものの、職員にり患の疑い※が認められ、任命権者が当該職員を職務に就けることが適当ではないと判断した場合）※（職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られる場合）【Ⅰ-③】	保健所、医療機関等の指示に従い、出勤可能との判断があるまでは出勤することはできない（自宅待機）。	事故欠勤	有給（給与減額免除）	速やかに自己の状況を所属長に報告し、事故欠勤する旨を伝える。所属において、「勤怠状況報告表」を作成し、職員課に報告する。庶務事務システムにより、事故欠勤（給与減額免除）を届け出ること。	その後発症した場合は、速やかに病気休暇又は年休の手続きをとること。
職員本人	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業等の事情により、子の世話を任ずる職員が、当該世話を任ずるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合【Ⅰ-④】	子の学齢及び健康状況、休校期間における学童保育等の入室状況、職員本人以外に子の世話を任ずることができる者の有無等について、個々の状況に応じて判断する（承認単位は、日又は時間）。	事故欠勤	有給（給与減額免除）	速やかに自己の状況を所属長に報告し、事故欠勤する旨を伝える。庶務事務システムにより、事故欠勤（給与減額免除）を届け出ること。	その後発症した場合は、速やかに病気休暇又は年休の手続きをとること。
	公共交通機関等の制限又は遮断が行われ、運参又は欠勤をする場合【Ⅰ-⑤】	【運参の場合】速やかに自己の状況を所属長に報告し、可能な限り早く出勤するよう行動する。【欠勤の場合】速やかに自己の状況を所属長に報告し、事故欠勤する旨を伝える。	事故欠勤	有給（給与減額免除）	庶務事務システムにより速やかに申請すること。	新型コロナウイルスに起因しない通常の公共交通機関等の制限又は遮断の場合と同様の取扱いである。
職員の家族	発症【Ⅱ-①】 感染の疑い濃厚接触【Ⅱ-②】	職員自身への感染の疑い又は濃厚接触がある場合は、上記【Ⅰ-②、Ⅰ-③】による。 職員自身への感染の疑い又は濃厚接触がある場合は、上記【Ⅰ-②、Ⅰ-③】による。	事故欠勤	有給（給与減額免除）	「勤怠状況報告表」を作成し、職員課に報告する。通常勤務に戻った後、所属単位で、庶務事務システムにより一括処理をする。	他部署への流動体制に組み込まれる職員及び各施設の保安要員（若干名）を除く。
職場	事業縮小又は施設閉鎖【Ⅲ-①】	所属長の指示に従い、自宅待機等とする。	事故欠勤	有給（給与減額免除）		



報 酬 減 額 免 除 申 請 書

年 月 日提出

(任命権者) 殿	所 属 課		
	氏 名	①	
報酬の減額の免除を承認されるよう、次のとおり申請します。			
報酬の減額免除の承認を得ようとする日時及び理由			
日 時	(1) 日単位の場合 月 日 から 月 日まで 日間 (2) 時間単位の場合 月 日 時 分 から 時 分まで		
理 由			
報酬の減額の免除を承認 する。 年 月 日 職及び氏名 ①	年 月 日受理		
	取 扱 者 確 認 印		
			係 長 係 員

備考 理由欄には、職員にり患の疑いがあり、職務に就くことが適当ではない状況又は子の世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる状況（子の学齢及び健康状況、休校期間における学童保育等の入室状況、職員本人以外に子の世話をを行うことができる者の有無等）について記入すること。



区職員等が新型コロナウイルスに感染した場合の流れ

職員が感染した場合は、当面以下のとおり対応する。

○感染した職員本人は、居住地の保健所からの入院勧告を受け、入院（年次有給休暇若しくは病気休暇）する。

○文京保健所（予防対策課）は、居住地保健所及び職員本人から感染連絡を受け、職員等の濃厚接触者の特定、消毒場所の確定を行う。

○濃厚接触者については、文京保健所が14日間の健康観察を実施
・濃厚接触者のうち無症状の職員は、自宅待機（事故欠勤）とする。

○消毒場所を確定した後、施設管理者が消毒作業を委託（例「ペストコントロール協会」）により実施する。

○施設管理者は、保健所が確定する消毒範囲や濃厚接触者の範囲により、閉鎖する範囲（案）を対策本部に諮り、対策本部において決定する。

○消毒した場所は、当分の間、閉鎖し、保健所の了解を得た後に閉鎖を解除する。

○職員の感染情報の公開は、プライバシーに十分に配慮しつつ、区民の安全・安心につながるように対応する。

○公開する情報は、対策本部で決定し、その内容を東京都に連絡した後に公表する。

子ども家庭部

- ・子育てひろば／7(土)～利用中止、平日のみ、区民限定・電話予約制の子育て相談だけ実施
- ・ぴよぴよひろば／5(木)から利用中止
- ・地域子育て支援拠点(こまぴよ、まちぷら)／15(日)まで利用中止
- ・キッズルーム／感染症対策の上、平常通り(利用減)
- ・病児・病後児保育／医師の巡回を強化して通常どおり実施
保坂では、受入時に、発熱児の中に感染者が潜り込むリスクを説明(利用減)
- ・ファミリーサポートセンター／繁忙期と重なり、新規受付の利用開始は5月以降
国通知で利用勧奨しているが対応できない
- ・ショートステイ・トワイライトステイ／感染症対策の上、通常どおり実施
- ・子育て訪問支援券、訪問型病児・病後児事業(シッター系)／感染症対策の上、通常どおり
- ・都／新規補助。休校対応でシッター事業の拡充。学校で休校対応しているため実施しない。
- ・こども宅食／15(日)から臨時便を配送

- ・繁忙期対応(手当等)／郵送申請を勧奨(ポスター掲示、転入セットに追記)

- ・BCP(職員発症時)／職員の2週間出勤停止、事務室閉鎖を前提に検討する

令和2年2月28日
教育委員会

学校及び教育関連施設の今後の対応について

- ◆区立小・中学校は、3月2日(月)から春休みまで休校とする。
 - ・保護者には教育委員会から連絡した。
 - ・卒業式は縮小して行う。
 - ・学校体育館は貸出中止とする。

- ◆幼稚園は通常どおり行う。

- ◆育成室は午前中から開室する。
- ◆児童館は閉館する。3月2日(月)から春休みまで
- ◆放課後全児童は中止する。3月2日(月)から春休みまで
- ◆b-lab は閉館する。3月2日(月)から3月15日(日)まで

- ◆教育センターの児童発達支援事業は実施する。

- ◆図書館は、予約された貸出・返却のみ行う。3月2日(月)から3月15日(日)まで
 - ・閲覧、書架エリアの立ち入り禁止(館内の滞留を防ぐ)

学校休校中における新型コロナウイルス対策について

○育成室に在籍していない児童の対応について

保護者の就労等により、どうしても自宅等で過ごすことが困難な育成室に入室していない児童について、以下の条件の下、小学校において預かる。

期間：3月3日（火）から修了式前日まで（臨時登校日を除く）

対象：通常学級の児童（小学校1年生から3年生まで）

特別支援学級の児童（小学校1年生から6年生まで）

時間：通常の在校時間と同じ（昼食・水筒は各自で持参）

内容：自主学習

体制：教員が1名、教室に常駐し、児童の見守りを行う

○特別支援学級に在籍する生徒の対応について

保護者の就労等により、どうしても自宅等で過ごすことが困難な、特別支援学級に在籍する生徒について、以下の条件の下、中学校において預かる。

期間：3月3日（火）から修了式前日まで（臨時登校日を除く）

対象：特別支援学級の生徒

時間：通常の在校時間と同じ（昼食・水筒は各自で持参）

内容：自主学習

体制：教員が1名、教室に常駐し、生徒の見守りを行う

○臨時登校日の設定

児童・生徒の休校中の生活状況等の確認をする必要があることから、休校期間中に臨時登校日を設定する。

臨時登校日の設定の際には、この度の休校の措置の趣旨を踏まえ、学校長の判断で適切な日時に設定するとともに、児童・生徒の集中を避けるため、登下校の時刻にも配慮する。

○学校の休校期間中の昼食費の補助について

休校に伴い学校給食の提供ができなくなったことから、以下の世帯に対し、昼食費相当額を補助する。

期間：3月2日から修了式前日まで

対象：要保護・準要保護・学校給食費補助（一人親家庭・特別支援学級）世帯

なお、要保護世帯の具体的な支援の方法については、関係部局と協議の上、決定する。